

北中いじめ防止基本方針

1 いじめに関する基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じる行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」より

いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、長期欠席や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、インターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものになっている。いじめは、学校だけが一丸となって組織的に取り組むのではなく、家庭、地域及び関係諸機関の力も積極的に取り込み、地域社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの解決には、生徒に「いじめを絶対に許さない」意識と態度を育てることが大切である。

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関係する問題であると認識することが大切である。生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わないこと及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにすること。生徒の心身に及ぼす影響等いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命、心身又は財産を保護することが特に重要であると認識すること。さらに、国・地方公共団体・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【具体的ないじめ態様の例】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷等や嫌なことをされる など

- (4) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、早期に警察に相談するものや、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるようなときは、直ちに警察に通報することが必要である。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応をする。

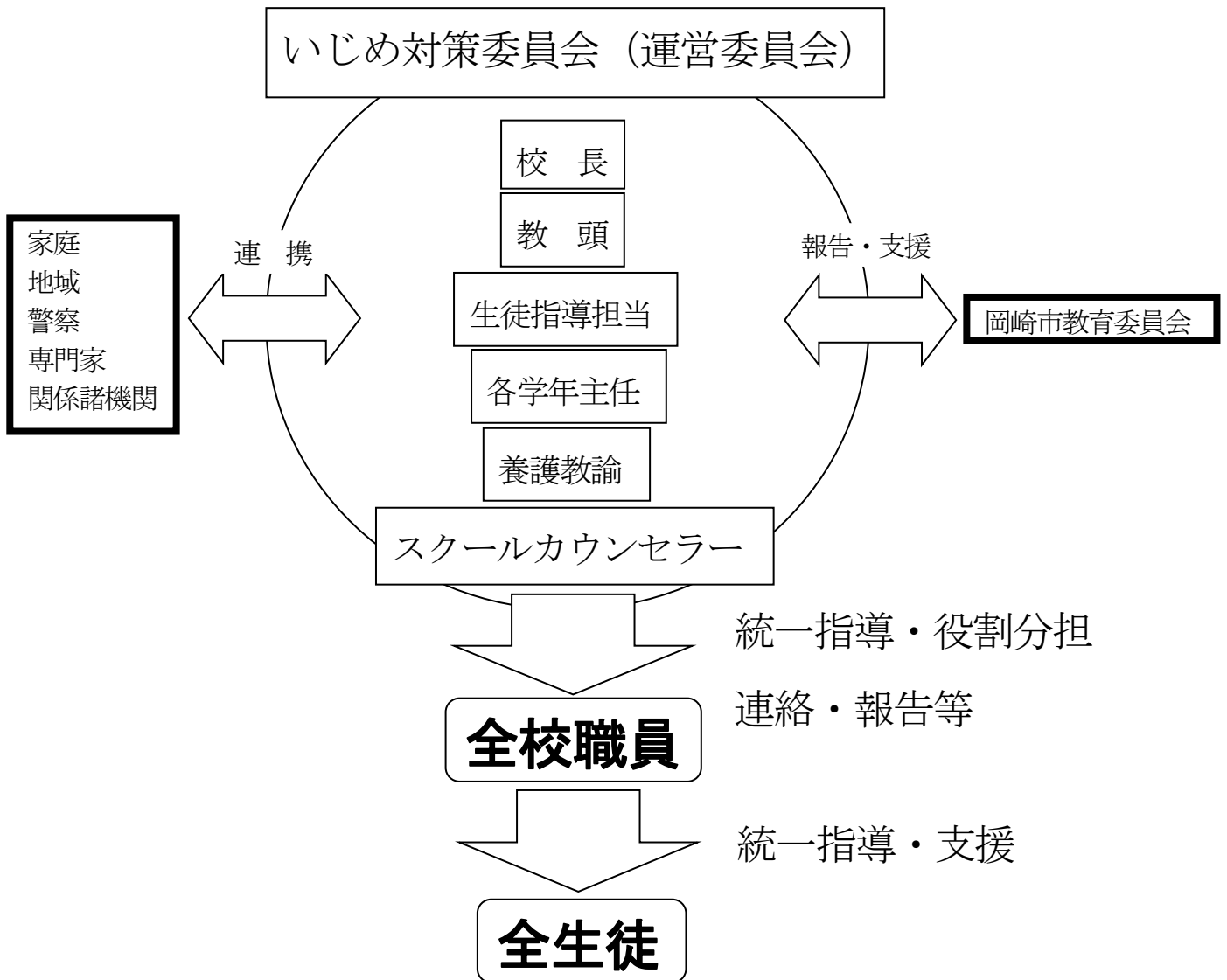
2 いじめの防止につながる基礎的な8つの認識

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の(1)～(8)のようないじめ問題についての基本的な認識をもたせる。

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

- (5) いじめは、その行為の態様により暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きく起因する場合もある。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの防止のための体制



4 いじめの未然防止

- (1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。(共感的な人間関係と安心安全な風土)
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等について学習を深めるとともに、自己存在感を育む。
- (3) 自己決定の場を大切にし、自律できる集団をつくる。
- (4) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (5) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーを活用する。
- (6) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (7) いじめに関する教職員研修を年2回計画し、いじめ相談体制の整備やいじめ相談窓口の周知徹底を行う。
- (8) 地域や関係諸機関と定期的または不定期の情報交換を行い、日常的な連携を深める。

5 早期発見に向けて

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(学期に2回程度のアンケート調査とそれに基づく個人面談の実施・生活の記録等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(日々の観察・行動の急激な変化・街頭補導等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(電話連絡・家庭訪問・北中ネットワーク等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(ボランティア活動への参加・関係諸機関との情報共有等)

6 早期解消に向けて生徒への対応

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、丁寧に対応する。その際、いじめを受けている疑いがあると思われるときは、速やかにいじめ対策委員会において当該いじめに係る情報を共有し、迅速かつ組織的に対応して、被害生徒を徹底して守り通すとともに、その結果を岡崎市教育委員会に通告する。
- ② 教職員は問題を一人で抱え込まず、速やかに役職・学年主任や生徒指導担当等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を組織的にを行い判断する。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、担任・学年主任・生徒指導主事が校長に報告し、状況に応じて、関係諸機関に通報する。
- ④ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、事実報告をより丁寧に行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携し、対応方針を検討し実施する。なお、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

原則としていじめた生徒をいじめられた生徒から離れたところで学習等できるように配慮することにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。さらにいじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員・家族・地域の人等)といじめ対策委員会が連携し、対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て被害者の心のケアを行う。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認を必ず行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ② 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者とも連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言・支援を行う。
- ③ いじめた生徒への指導にあたっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為の犯罪」であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、担任だけでなく、該当学年、他学年の複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得ながら、組織的に活動することにより、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していじめたりした生徒に対しても、自分の問題として認識させる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立

場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせつつ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める状況であることを理解させる。「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安をもっていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒にくり返し伝える。

- ② いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として早期解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人一人の大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題にして教訓化する。さらに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの教師側の生徒への対応を見直すきっかけとする。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得する。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

スポーツフェスタや北中祭の行事等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう、適切に支援・指導する。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上に不適切な書き込み等を見つけた場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。わいせつ画像の拡散等については、早急に岡崎警察署少年係と連携する。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、名古屋市法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ また、情報モラル教育を進めるため、教科「技術・家庭」において、必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また道徳の授業を通して、心の育成にも力を注ぐ。

7 重大事態への対応

【いじめ重大事態の定義】

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に**重大な被害が生じた疑いがあるとき**。(例：悪口やからかい、暴力、奢らされる等の事実だけでなく、悪口を言われた気がする。にらまれた気がする等も含む。)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている**疑いがあると認めたとき**。(相当の期間…「いじめ」があったとされた日から30日)

「いじめ防止対策推進法」より

- (1) 重大事態が発生した場合は、直ちに岡崎市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び愛知県におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- (2) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (3) 校長は、調査結果を岡崎市教育委員会に報告する。

- (4) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な学校教育の取り組みを進める。

8 関係機関との連携

- (1) 地域・家庭との連携の推進
 - ① 保護者には、北中だより・学年通信等を通じて、学校での取り組み紹介や相談機関の紹介を行う。
 - ② 北中協力会との連絡・連携を密にし、情報の共有化と協力依頼を行う。
 - ③ 民生委員・保護司会との連携
 - ④ PTAとの連携
 - ア. PTA役員会との連絡を密にし、情報の共有化と協力依頼
 - イ. 北中ネットワークにおいて、各種資料をもとにいじめ防止等の取組の改善、早期発見の協力依頼
 - ⑤ いじめの防止等に関する学校の基本方針や取り組みをホームページ等で積極的に発信・紹介する。
- (2) 関係機関との連携の推進
 - ① 警察署少年係と触法行為に係わる事象についての連携
 - ② 各種相談機関に関する保護者への啓発活動
 - ③ スクールカウンセラーを有効活用し、教育相談と連携においていじめ問題について対応検討

9 今年度の基本方針

- (1) 昨年度のいじめ実態から明らかになった課題
 - ① SNS等の利用の中で、心無いメッセージを送ったり、言葉が足りないために行き違いが起こったりした事案があった。
 - ② 生活アンケートや、生活アンケートを実施しない月に行う心のアンケートの中で、聞き取った内容の生徒指導主事や役職への情報共有が不十分なために、その後の対応や支援が遅れてしまった事案があった。
- (2) 課題を解消するための今年度の具体的な取組
 - ① 年度当初と学期末に学年ごとに情報モラル指導を行う。また、情報モラル講演会や保護者に向けた定期的な情報モラル啓発チラシの配付により家庭とも連携しながらSNSの危険性への意識を継続させる。
 - ② アンケートの取りまとめ用紙を見直し、「いじめ」の言葉が挙がった場合については、取りまとめの前に生徒指導主事や役職に報告する。

10 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 年間計画の見直しを図る。

<いじめ防止に係る年間計画>

		いじめ対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月		○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○学級開き、学年開き ○保健体育（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○心のアンケート① →教育相談→対策	○授業参観、PTA 総会等での「学校いじめ防止基本方針」の周知 ○いじめ防止に関するチラシの配付や HP の更新 ○学級懇談会
5月		○現職研修① 「いじめの未然防止について」	○情報モラル講演会	○生活アンケート① →教育相談→対策 ○WEBQU の実施（1回目） 評価の検証→対策	○公開授業
6月		○情報共有・対応協議 →いじめ事案の解消に向けての取り組み		○生活アンケート② →教育相談→対策	○部活動懇談会 ○北中教育ネットワーク
7月		○全職員による「取組評価アンケート」の実施 →検証 ○情報共有・対応協議 →いじめ事案の解消に向けての取り組み	○情報モラル指導（ネットモラル）	○心のアンケート② →教育相談→対策	○保護者会 いじめに関する保護者アンケートの配付
8月		○中間評価→検証			
9月			○スポーツフェスタ	○生活アンケート③ →教育相談→対策	
10月		○情報共有・対応協議 →いじめ事案の解消へ向けての取組	○学校保健委員会	○心のアンケート③ →教育相談→対策	
11月		○現職研修② 「いじめ事案の対応について」	○北中祭 ○合唱コンクール ○職場体験学習（2年）	○生活アンケート④ →教育相談→対策	
12月		○全職員による「取組評価アンケート」の実施 →検証 ○情報共有・対応協議 →いじめ事案の解消に向けての取組	○人権週間（道徳授業） ○人権週間企画（生徒会主催） ○情報モラル指導（ネットモラル）	○心のアンケート④ →教育相談→対策 ○WEBQU の実施（2回目） 1回目の評価との比較・検証→対策	○保護者会 いじめに関する保護者アンケートの配付 ○保護者への学校評価アンケート ○北中教育ネットワーク
1月			○立志の式（2年）	○心のアンケート⑤ →教育相談→対策	○公開授業 ○保護者会（3年） いじめに関する保護者アンケートの配付
2月		○自己評価 ○情報共有・対応協議 →いじめ事案の解消に向けての取組	○入学説明会（新1年）	○生活アンケート⑤ →教育相談→対策 ○身体測定（3年） ○思春期教室（3年）	
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業を祝う会	○生活アンケート⑥ →教育相談→対策	○保護者会（1・2年） いじめに関する保護者アンケートの配付
通年	○校内のいじめに関する情報収集 ○対応策の検討	○集会における講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察、健康相談の実施 ○SC による相談 ○生活の記録	○情報モラル啓発チラシの配付	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する教職員で共通理解を図りながら対応していく。